



令和6年度 就学援助制度のお知らせ



厚岸町教育委員会

厚岸町教育委員会では、経済的に困りの世帯(生活保護受給世帯を除く)を対象に、お子様の学校生活に必要な費用の援助を行っています。

就学援助を希望される場合は、次の内容をご確認の上、厚岸町教育委員会管理課学校教育係へ申請をしてください。

※ 前年度に認定され、援助を受けていた方についても、改めて申請手続きを行ってください。

1 対象となる世帯

1 原則として令和5年4月から現在までに次のいずれかに該当した世帯

- (1) 生活保護の停止又は廃止を受けた世帯
- (2) 市町村民税の非課税又は減免を受けた世帯
- (3) 固定資産税又は個人事業税の減免を受けた世帯
- (4) 国民健康保険税の減免を受けた世帯
- (5) 国民年金の掛金の減免を受けた世帯
- (6) 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けた世帯
- (7) 児童扶養手当の支給を受けた世帯

2 上記1のほか、次のいずれかに該当する世帯

該当する世帯は、収入のある世帯員全員の所得合計額と判定基準を比較し判定いたします。

- (1) 世帯主又は家族の方が長期病気療養中のため経済的に困りの世帯
- (2) 不慮の災害のため経済的に困りの世帯
- (3) 年間収入額が特に少ないため経済的に困りの世帯

該当世帯の判定例		※年齢は令和4年12月31日現在となります。						
例	世帯人員	父	母	子	子	子	祖父	基準額(給与所得)
A	2人	・	34歳	6歳	・	・	・	214万円
B	2人	・	35歳	13歳	・	・	・	251万円
C	3人	34歳	30歳	7歳	・	・	・	292万円
D	4人	38歳	38歳	9歳	4歳	・	・	317万円
E	4人	42歳	39歳	13歳	8歳	・	・	354万円
F	5人	35歳	33歳	8歳	5歳	1歳	・	334万円
G	6人	39歳	39歳	15歳	13歳	9歳	64歳	437万円

※上記の判定はあくまでも参考数値です。基準表と同一世帯人員であっても、世帯の年齢構成や住宅の保有状況により基準額は異なります。詳細については、お問い合わせください。

2 支給対象費用※令和5年度実績

● 学用品費			● 給食費		
小学校	11,630円		全学年		実費額
中学校	22,730円		● 医療費(文書料)		
● 通学用品費			全学年	アレルギー疾患の診断に要する文書料	
小学校2学年~6学年、中学校2学年~3学年	2,270円		※該当する場合は保護者が教育委員会へ申告する必要があります。		
● 新入学児童生徒学用品費			● クラブ活動費 ※限度額		
小学校1学年	54,060円		中学校のみ		30,150円
中学校1学年	63,000円		● 生徒会費		
● 体育実技用具費			中学校のみ		学校で決められた額
小学校1・4学年	11,810円		● PTA会費		
中学校1学年	4,110円		全学年		学校で決められた額
● 校外活動費(宿泊を伴わないもの) ※いずれも限度額			※兄弟姉妹が同じ小学校又は中学校に通学している場合は世帯1名分のみ支給します。		
小学校	1,600円		● 卒業アルバム代 ※いずれも限度額		
中学校	2,310円		小学校6学年		11,000円
● 校外活動費(宿泊を伴うもの) ※いずれも限度額			中学校3学年		8,800円
小学校	3,690円		● オンライン学習通信費 ※限度額		
中学校	6,210円		全学年		月額1,200円
● 修学旅行費			※臨時休業時にオンライン学習等を実施した場合に支給します。		
実施学年		学校で決められた額			

3 必要書類(添付書類はいずれも白黒コピー可)

1 申請書

必要事項及び世帯全員のマイナンバーを必ず記載し、申請者(保護者)のマイナンバーカードの写し(表裏両面)を添付してください。

【注意事項】

- ① マイナンバーカードが無い場合は以下の2つを添付してください。
 - ・申請者(保護者)のマイナンバーがわかる公的な書類の写し(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーの通知カードなど)
 - ・身元を確認できる書類の写し(運転免許証・パスポートなどの顔写真付き書類、または、健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書の中から2つ以上)
- ② マイナンバーの通知カードは令和2年5月25日以後に記載事項の変更があった場合は使用できません。

2 左記1のいずれかに該当する世帯の必要書類(以下(1)~(3)のいずれか)

- (1) 生活保護(停止・廃止)決定通知書
- (2) 児童扶養手当証書
- (3) 町民税、国民年金の掛金、国民健康保険税などの減免認定の確認できる書類(世帯全員分の認定通知等)

※ 令和6年1月1日以降に厚岸町に転入された方については、転入前に住民登録をしていた市町村の課税証明等の提出を求めることがあります。



(裏面に続きます)

4 申請受付期日・申請先・申請方法

1 受付期日 令和6年4月25日(木) まで(土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分)

※ 期日までに申請書が提出されない場合、令和6年4月1日付の認定として扱えなくなり、援助される費用が減額されますので注意してください。

なお、生活状況の急変などにより年度途中で援助を受ける理由が発生した場合には、その時点で申請することができます。

2 申請先 厚岸町教育委員会 管理課学校教育係

3 申請方法 申請に必要な書類を申請先へ持参又は郵送してください。

【宛先】 〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町教育委員会 管理課学校教育係

※郵送の場合は、ご家庭で送料を負担いただきます。

5 申請結果・支給方法・留意事項等

1 申請結果

厚岸町教育委員会が、保護者からの申請に基づいて別途調査(認定要件及び提出書類を確認し、収入のある世帯員全員の所得合計額と判定基準を比較し判定するなど)を行い、援助の可否の認定・決定通知書を学校を経由して、お知らせします。

なお、申請内容に不明な点があるときはご家庭にお聞きすることがあります。また、その際、追加書類の提出を求められることがあります。

2 援助費の支給方法

学校を経由して、保護者へ支給します。

3 留意事項等

(1) 援助を受けることが認定された後、家庭事情が好転し援助を受ける必要がなくなったときには、すぐに学校又は教育委員会へ連絡してください。

(2) 小学校、中学校に兄弟姉妹がいる場合は、1枚の申請書で申請してください。

(3) 生活状況の急変により年度途中で援助を受ける理由が発生した場合は、次の証明書類の提出が必要となります。

ア 世帯の減収前の給与明細等及び減収後直近3ヶ月分の給与明細又はその他収入が分かる資料等

イ 令和5年分の所得状況が分かる書類

ウ 辞令書又は退職証明書

エ 売上減少などを要件とした公的資金支援を受けたことを証明する書類等

オ その他収入額の減少等が分かる書類

※上記ウ～オについては、該当する書類のみ提出となります。また、上記以外の書類の提出が必要となる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ先

・厚岸町教育委員会管理課学校教育係(Tel52-3131 内線354~357番)

・お子様が通学している学校